

予算特別委員会会議録（2）			
日 時	平成11年 9月14日（火）	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 5時06分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	高階委員長、前田副委員長、横田・中村・松本（聖）・中島・次木・佐藤（次）・佐々木（勝）・岡本・斉藤（陽）・佐野 各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委 員 長 署 名 員 署 名 員 書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

開議宣告。署名員に佐々木(勝)・北野両委員を指名。審査日程の報告。付託案件を一括議題とし、理事者から報告を受ける。

「2定予算委員会における米艦船等の危険物積載に関する質疑について」

○港湾部長

第2回定例会の決算特別委員会において、周辺事態安全確保法との関連で、米艦や自衛艦の入港届の積荷欄の記入のあり方や危険物の解釈について北野委員から質問があり、それに対して一定の見解を示した後、さらに整理するため時間をとった。その後周辺事態安全確保法の解説(案)なども入手し検討したが、十分内容が理解できない面もあったため、国に対し照会している。国としては全国の各港湾から照会がきており、小樽市に対する回答もしばらく時間を要するとのことである。国の回答が来てから、それらも参考に積荷等に関する市としての見解を整理し、議会に報告したい。

○委員長

これより総括質疑に入る。

○北野委員

周辺事態安全確保法第9条の解説(案)について

共産党の要求資料で、周辺事態安全確保法第9条の解説(案)に関する照会事項が提出されているが、どのようなものか説明せよ。

○港政課長

我々も解説(案)を吟味するなかで理解できない部分があったため確認した。また、前回の議会のやり取りの中で再度確認する部分があると考えたため、そのような面について照会した。まず、1点目に、入港を拒否できる場合について、条例との関係が議論になっていたため、港湾施設管理使用条例で危険物を積載した船舶の港湾施設の使用禁止の規定がある場合に入港を拒否できるかを具体的に聞いた。また、協力要請の形式について、港湾施設使用の場合は可能な限り具体的に明示するとなっているが、前回の議会でも積荷の関係で質問があったため、小樽市の現在の考えを示した上でそのような認識でいいのか国に確認を求めた。さらに協力による損失に関する財政上の措置についても照会している。

○北野委員

第2回定例会で「弾薬等は危険物なので入港届に記載すべきだ」という私の指摘に対して市長は「船舶の装備品である」と答えているが、今回の照会事項では「運搬が目的ではなく、当該艦船が自ら使用するために積載している危険物であり、しかも管理上の責任が艦内任務として明確にされている」となっている。市長は当初からそのような考えで「なし」という記載を認めていたのか。

○港政課長

確かに市長から「装備品である」という考えを示したが、今回は現在の小樽港の実務者としての考えを示したものである。

○北野委員

これは事実上市長答弁を訂正している。照会事項の中には装備品という言葉はない。結局私が指摘したように「装備品」というのは法的根拠のない表現だったと事実上認めたことになると思うがどうか。

○市長

確かに装備品という言葉は使っていないが、同様のことを言っている。

○北野委員

国が書式を定めている入港届は、「危険物を積載している場合」となっており、自ら使う時という特定はしていない。弾薬を積載していたら危険物ということで記載すべきということではないか。港湾法や港則法等に準拠すれば弾薬は危険物であり、船の使用目的に係わらず積載している危険物なので当然記載すべきである。

地方自治法の改正について

古沢議員の代表質問に対し市長は、自治法第2条第2項の規定が自治体の権能についての規定であることは改正後も変わらず、第2条第3項は第2条の規定に基づく自治体が処理する事務を例示しているにすぎないとし、あたかも22項目の例示が削除されたことは関係ないような答弁をしている。自治法第1条の2が地方公共団体の種類を法で定められていたと理解していたが、今度の改正で第1条の2は地方公共団体の役割と国の配慮と中身が変わっている。第1条の2の改正について市長はどう考えるか。

○市長

見出しにもあるとおり、地方公共団体の役割と国の配慮ということで、国と地方公共団体が分担すべき役割の明確化であると理解している。これは地方分権推進の精神の一つであり、役割分担を明確にしながらお互い対等協力の関係をどう築いていくかという精神の現れであると思う。

○北野委員

22項目削除されたことについて変わりないと理解しているようであるが、第1条の2の前段は国の関与に道を開いたものと思う。国が関与するために22項目の例示が邪魔になったのではないかと思う。例えば、ガイドライン関連法に関する個別法の改正が行われたが、学校や病院等、自治体がやるべき22項目の例示がなくなったことによって国はいろいろなことに関与できるようになったように思う。結局はこの改正によって国の関与がより強くなったと理解するがどうか。

○(総務)宮腰主幹

これまで地方公共団体の仕事は公共事務と団体委任事務と、行政事務で国の権限に属さないものとなっているが、今回、国と地方の役割分担を明確にするということで、まず、第1条の2では地方公共団体は地域における行政の自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとなっており、例えば団体委任事務では本来的には国の事務を地方公共団体に処理させていたが、今後自治事務という形で地方公共団体の事務になる。機関委任事務についても一部は自治事務、一部は法定受託事務ということで、法定受託事務も国の事務になるので、そのような意味で仕事の範囲が広がってくるので、22項目のような例示は意味がなくなるということから改正があったものと理解している。

○北野委員

市長は改正自治法の245条の3「関与の基本原則」を引用し、自治体の自主性を損なわせるような関与はないと答弁しているが、第245条の5で「是正の要求」として国の要求に従う義務が新たに生じたのではないか。245条の3以下との関連と違いについて説明せよ。

○(総務)宮腰主幹

まず第245条の2に「関与の法定主義」として新たな条文が加えられた。関与そのものについては関与の意義ということで、国が地方公共団体に対して行う場合の関与の類型を第245条に掲げている。それらを実際に地方公共団体の事務処理に適用するときには第245条の3以下の規定が適用される。質問のあった第245条の3の第2項以下については、自治事務の処理に関して国が関与する場合の類型の内、助言または勧告、資料の提出の要求、是正の要求の3類型が原則的に自治事務には適用される。また、法定受託事務については助言または勧告、資料の提出の要求、是正の要求、同意、許可・認可または承認、指示、代執行の7類型が適用されることを規定している。

○北野委員

市長は245条の3を引用して自治体の自主性を損なわせるような関与はないと言い切っているが、245条の

5で国からは是正の要求があった場合、義務が生じている。関与はないというような甘いものではないと思うがどうか。

○(総務)宮腰主幹

基本原則として必要最小限度の関与でなければならず、地方公共団体の自主性・自律性に配慮しなければならないとなっており、また、改正後の第2条第11項や第12項で国と地方公共団体の義務が規定されており、それらを総合的に考えると、関与の規定があるから関与できるというのではなく、関与するときにはこうしなければならないというのが第2条第12項や第245条の3第1項に規定されており、自主性を損なわせる関与はないと答弁している。

○北野委員

是正の要求は義務規定ではないのか。

○(総務)宮腰主幹

関与があった場合には義務が生じるが、関与するには国にも規定があるので、自主性を損なうような関与はないと考えている。

○北野委員

改正前の地方自治法でも国からのいろいろな勧告等があったと思うが、それと比べて改正された自治法において国の関与は変わっていないのか根拠を挙げて説明せよ。

○(総務)宮腰主幹

現行法では国の関与については非常にあいまいであり基本的なルールがなかったため、今回の改正のひとつの大きなテーマとして関与関連規定の整備として191本の法律を改正している。

○北野委員

今まではあいまいだったが、今回は明確に義務規定となっており、結局は関与が強まったと思う。

代表質問において個別法についても質問したが、建築基準法に関する部分は質問に答えていなかった。「建設大臣が自ら必要な措置をとることができる」という内容と理解しており、今後さらに内容の把握に努めてまいりたい」との市長答弁に対し、戦争のためのさまざまな建築物について建設大臣が直接関与できるようになったと指摘したが、市長はそれについて答えていないので、改めて見解を示せ。

○市長

国の利害に重大な関係がある建築物とはどのようなものかも不明瞭であり、今後把握に努めたいということである。

○北野委員

不明瞭というが、国会では原発や戦争に係わる建築物であると答弁している。はっきり答弁してほしい。

○建築指導課長

建築基準法第17条改正について、1日や数時間で建築確認や完了検査をできるのではないかと質問かと思うが、改正の内容を見るとあくまでも建築指導主事、または都道府県主事、市町村長が建築基準法に違反したり処分を怠っている場合に初めて建設大臣が指示をし、従わなかった場合に必要な措置をとることができるという内容である。

○北野委員

建築基準法に違反していなくても建設大臣から指示が出ることはあると思う。違反していなくても建設大臣が関与する方法が残っているということではないのか。

○建築指導課長

条文を見る限りでは、「建築基準法に違反したり処分を怠っている場合」となっているので、そのようなことが

なければ関与できないと理解しているが、内容的に十分把握しきれていないので調査いたしたい。

○北野委員

水道法について、例えば小樽市が戦争に協力できないので米艦・自衛艦に給水しないと言っても、国が事実上直接水道事業者である小樽市に命令できるように改正されたと理解してよいか。

○水道局長

水道法第40条の趣旨は災害による非常時に都道府県知事が当該事業者に対して他の事業者の水を供給することを謳っており、それは変わっていない。その場合に都道府県知事が事務執行できない場合国が代わりに行うというものである。

○北野委員

抽象的な話でなく、北海道知事と小樽市の関係で説明せよ。

○水道局長

例えば余市町で災害が発生した場合、北海道知事は小樽市に対して余市町に水を供給するよう命ずることができ、知事はその権限を執行できない事情がある場合、国が知事に代わって命ずることができるというものである。

○北野委員

災害時に限定していないと思うがどうか。

○水道局長

「災害時その他非常の場合」となっている。

○北野委員

非常の場合とは戦争時を意味していると思うがどうか。

○水道局長

これはあくまでも水道事業者に供給するものであり、事業者同士に関するものであると理解している。

○北野委員

要するに言うことを聞かない事業者がいた場合、別の事業者に国が直接命令できるシステムができたということではないか。

○水道局長

米艦は事業者ではないので、意味が違うと思う。

○北野委員

消防法の関係で、「危険物施設の許認可等については法定条件を緩和するような現行法令を超えた対応を求めているものではない」と答弁しているが、第11条で、危険物の施設を建設する場合、市長がそれを危険物かどうか十分調査・検査する時間は保証されているのか。

○消防長

法の趣旨を曲げて手続きを省略したり不当に早く処理することは求めていないと聞いている。

○北野委員

医療法施行規則第10条について、インフルエンザの蔓延等緊急時に定員以上の収容を認めているものであるが、周辺事態安全確保法第9条の解説書ではこの仕組みを視野に入れて増床しなくても戦争による傷病兵の受け入れが可能であるというような解説をしている。これについて見解を示せ。

○(樽病)事務局長

周辺事態安全確保法第9条の解説書について、拡大解釈するとそのようなことになるのかと思う。インフルエンザが流行した際に厚生省から通知が来ているが、現実問題として小樽病院は院長が管理者であり、医師法・医療法の適用を受けるので、総合的に状況を判断していくと答弁している。

○北野委員

周辺事態法の解説書によっても正当な理由がある場合は国の要求を断ってもよい、それによる罰則規定はない、と理解しているがこれでよいか。

○総務部長

依頼される協力と求められる協力とがあるが、第9条第1項は解説書によると、一般的な協力ということで義務は生じないが期待されるという部分があり、その部分は個別の法令に照らして判断されることになるかと解説されている。拒否した場合についても、個別法に違反しなければ制裁措置はないとなっている。第9条第2項の関係については差し障りがあれば協力を拒否することができ、制裁もないと解説書で承知している。

○北野委員

個別法に罰則の規定がなければ問題ないということか。

○総務部長

その通りだと思う。

○北野委員

代表質問で我々が指摘した個別法はそれぞれ罰則規定があるか。

○総務部長

改正された部分しか確認していないので、それぞれ個別法に罰則規定があるかどうかは承知していない。

○北野委員

のちほど答弁してほしい。

ごみ問題について

補正予算のごみ処理費で施設整備調査事業負担金は北後志6市町村広域化の調査をするものと聞いたが、これは広域化に向けて大型焼却炉を作るということを決めて取り掛かっているのか。

○環境部長

今回の調査費は、平成9～10年にかけて国や道がダイオキシン対策の一環として、北海道においては全市町村を32ブロックに分け、中間処理をする場合はブロックごとに広域でやるという基本的な考え方をまとめた中で進めているものである。来年7月から桃内処分場で埋め立てが始まるが、その埋立計画期間との関係で、小樽市としても焼却処理施設の整備計画を前倒し的に具体化させなければならない時期と重なったものであり、必ずしもドッキングして進めている訳ではないが、結果としては広域化の計画の枠組みを進めた中で小樽市としてごみ焼却をどうするかという検討に進めていくものと思う。

○北野委員

広域化の調査はするが、必ずしも広域化する訳ではないということか。

○環境部長

基本計画作りはそのような性格だが、今小樽市が持っている条件、あるいは残る5町村が持っている条件からすると、いずれも平成14年12月のダイオキシン3次規制の関係から、それぞれ所有している焼却施設を継続して使うことができなくなる中で、基本計画の中での議論にもなる訳だが、その後の広域化の事業化に向けたスケジュールがどのようになるのかも基本計画の整理事項になると思う。果たして広域化で6市町村の足並みがそろえられるかという問題もあるが、それらも含めた基本計画づくりをしていきたい。

○北野委員

広域化となると大型焼却炉の24時間フル稼働が前提となるが、そのような運用をすることになるのか。

○環境部長

広域化になるから24時間ということではなく、例えば以前に小樽市単独で焼却場をつくる考えもあったが、そ

の時にも24時間連続の1日処理量200トンを超えるような大型処理施設を考えていた。

○北野委員

今後分別収集やリサイクル等が進展し、ごみの減量化が進んでも1日200トンのごみは出るということか。

○環境部長

平成8年3月に作った小樽市のごみ処理基本計画の中で、概ねゴミの量を9万トン程度と算定しているが、実際にはそれを上回っており、焼却量が半減してる状況もあり、9万トン程度の試算でも、リサイクルや減量化の限界の中で、200トンを超える規模の物が必要だという位置付けになっている。広域化したとしてもごみは相当の量になるだろうということで、270トン位になるのではという話も出たくらいである。参考までに、厚生省や道は、基本的に大型化の基準として300トンクラスにして、サーマルリサイクルとしてごみ発電を行い余熱を使うことが望ましいとのことであったが、最低でも100トンと言っている。

○北野委員

300トン以上にならないと余熱を利用できないとは聞いていない。プールや熱帯植物園等を街の真ん中に作り、余熱を利用するということについては300トン以上でなければだめということではないと思うがどうか。

○環境部長

余熱利用は確かにプール等色々なことで利用できると思う。ただ私が言ったのは発電する場合であり、300トンクラスでなければ安定的な発電をして供給し、北電に売電できないという意味である。

○北野委員

これから相当のお金をかけて処分場の延命を検討しているようであるが、それに付随して、余熱の利用等によりロードヒーティングなど様々なことを考えているか。

○市長

建設場所により熱の配送等の問題もあり、これから検討を始める段階なので、そこまで踏み込んでできるのか、お金に関わる問題なのでここでそれらを含めてと明確には答えられないが、協議の中では当然含めて進めていきたい。

○北野委員

焼却施設について道から案が示されたのは何年前だと思うが、当時は例えば100分以上連続してやらないとダイオキシンの規制をクリアできないということで大型化せよとなっていたが、その後焼却炉の性能が良くなり、小型でもダイオキシンの規制をクリアできるようになったので、施設費を考えると何も大型化を前提にしなくともよい。後志の赤井川を除く町村で組合を作って焼却炉を持っているが、それらを小型で更新していけるのであれば敢えて小樽を含め後志6市町村で大型焼却炉を作る必要はないのではないか。

○環境部長

確かに小型でもダイオキシン規制をクリアできる技術はあると聞いているが、厚生省は煙突の数を減らそうとしており、また、技術的に可能であってもおそらく小さなものを作るとスケールメリットが期待できない。今一般的に100トンを超すような焼却場であれば、1トン当たり5,000万円と言われているが、小型の場合もっと高くつくということで、大型化をしてサーマルリサイクルも含めて進めることによって地球温暖化等の対応も含めて国としての施策を進めようとなっている。従って、技術的には小型でも可能かもしれないが、国としてはできれば300トンクラスにまとめて、最低でも100トンという方針を平成9年に示し、堅持している。

○北野委員

小樽市としては広域化の調査の話し合いに当たり何か基本方針はあるのか。

○環境部長

基本的には小樽市の埋め立て等も含めごみ処理の状況を踏まえた中で臨んでいこうと考えている。ただ、やろう

としている内容はごみ質分析・ごみ組成分析を中心として、どのようなごみの内容になっているか、それによって中間処理としてリサイクル、焼却、破碎等、どのような機能の組み合わせがよいのか、施設の規模がどの程度になるのか、事業主体等についての考え方を整理するものであり、小樽市の方針に合わせられるか委託業者や協議会・幹事会等の協議の中ではっきりしていくものと思う。

○佐々木(勝)委員

市長への手紙について

この取り組みを始めた理由や背景を示せ。

○企画部長

8月15日の広報おたるの中で、市民からの多くの意見をいただくために始め、意見を取り入れて進めていくという基本的なスタンスがある。また寄せられた意見のウエイト等によりどのようなことに関心が高いのかも掌握することができる。市長自らが見て、これに関わる考え方をどのように活かしていくか取り組みたい。

○佐々木(勝)委員

今市民がどのようなことを考えているかというアンケートではないと思う。これらの手紙の内容やそれに対する答弁について、今後公開していくのか。どのように答えたかを明らかにしていくことが開かれた市政につながると思うがどうか。

○市長

相当の件数があり、内容も広範囲にわたっており、それぞれ内容によって回答もしているが、共通的な問題については整理して公表したほうが良いと考えており、今後そのような方向で検討したい。

○佐々木(勝)委員

財政問題について

抑えるところは毎年同じであり、短期間ではなかなか解決しない問題であるが、総括的な観点で平成10年度決算について示せ。

○財政部長

小樽市の市税等の構造的な部分は短期間では変わらないため、総じて厳しい状態が継続しているが、行政改革の進捗や職員の努力によって管理経費等の改善も図られている。そのような面では経常収支も多少なりとも改善してきており、今後も継続して改善努力をしていきたい。

○佐々木(勝)委員

歳出の部分はいろいろ方策を立てているようであるが、歳入の部分の議論が非常に少ないと思う。財政構造の硬直化を議論するに当たり、歳入の部分も考える必要があるのではないか。

○財政部長

例えば法人税について、6割は赤字法人であり、所得税が入らない構造になっており、また、個人所得でいうと200万円以下が65%以上となっている。現在の税収構造で税収を上げていくことは非常に難しく、交付税に頼らざるを得ない。これは今、地方自治財政の根本がそのようになっているので、税と交付税の両建てとなっている。税も交付税も基本的には経済の活性化が必要であり、それにより国税・地方税の収入が見込まれることが大事だと思う。ただ、公共料金等の受益者負担の部分は財政全体の割合からいえばかなり少なく、一定の負担は求めなければならないが、政策判断で歳入をそこに求めるのは難しいと考えている。

○佐々木(勝)委員

難しいと言うだけでなく、一定の仮説を立て、目標数値を挙げながらそれらを検証すべきではないか。財政再建はどのような道筋で行うのか。

○財政部長

中期的な視野に立って健全化に向けた一定の方策を立てていかなければならないと思っている。ごみ問題や学校建設にしてもその時々が必要が出てくるなど、現在の経済状況・行政需要の変化等により、なかなか数値目標を立てにくい面があるが、一定の目標数値を立てて進めなければ健全化は進みにくいので、平成12年度の予算編成をする中でそれらも示していければと考えている。

○佐々木(勝)委員

バランスシートについても代表質問で触れたが、基本的に市民に対して財政状況を分かりやすく公表するひとつの手法であるとのことであった。バランスシートに代わる分かりやすい手法について何か考えはあるか。

○財政部長

情報公開が言われている中、財政についてもそのような観点から公表していかなければならないと考えており、年4回、市の広報を通じて財政状況を知らせているが、数字の羅列にならざるを得ない。そのような中では分かりやすい形で市民にお知らせする義務があると思うので、どのようなことができるかも含めて今後検討したい。

○佐々木(勝)委員

介護保険制度について

実施に向けた全体のスケジュールとその準備状況、問題点を示せ。

○介護保険課長

来月1日から介護認定申請の受付を行うので、本館1階の児童家庭課の隣のカウンターを利用し、申請受付や各種相談に対応するよう準備を進めている。また、認定受付が終わると訪問調査となるが、来週ごろを目処に指定を受けた居宅介護支援事業者等を中心に委託をし、実際の調査に当たっては公正な調査が行われるよう研修を行う予定である。介護認定審査会については、委員は概ね内定しており、近々委員の特定に入りたいと考えている。同審査会の設置は、関係団体との調整もあるが、10月1日を目処に進めているところである。なお、同委員35名に対しては、具体的な審査・判定の手法、留意点等を確認し、公正に行われるように市としても努めたい。実際の審査・判定は訪問調査の結果や主治医の意見書の集まり具合によるが、10月下旬ころから進めたいということで準備を進めている。被保険者証については、在宅サービスの給付限度額の管理が必要になり、介護報酬の決定が来年の1月以降となっているので、それ以降に認定結果を記載し、交付を行いたい。65歳以上で介護認定の申請をしない人は3月中に一齐に保険者証を交付したいと考えている。また、認定後のケアプランの作成についても、介護報酬との関係で調整ができないので、来年1月ごろとなる。保険料は策定委員会の意見を聞きながらサービスの見込み量等を推計しており、また一方で施設サービス部分の広域調整もあるので、これらも含めてほぼ11月下旬ごろを目処に大枠の決定ができるよう作業を進めており、最終的には来年3月の1定で条例の中で保険料率を決定したい。

○佐々木(勝)委員

まだ未決定の部分があるが、具体的に調整しているのか。

○介護保険課長

未決定の部分で特に大きいのは介護報酬だと思うが、これらについては国の審議会で順次審議しており、その決定を得てから政令・省令として出てくるので、我々としては審議会に提出された時点で内容の検討をしながら実際の交付に向けて必要な準備を進めたい。

○佐々木(勝)委員

新聞でも民間業者参入によるトラブルが報道されていたが、小樽における民間業者の参入状況を示せ。

○介護保険課長

現在正式に8月中旬に通知を受けた分としては、居宅介護支援事業者として小樽を事業地域とする7業者が道か

ら指定を受けている。その内純然たる民間は2社であり、その他は社会福祉、医療法人等である。

○佐々木(勝)委員

地域35箇所の説明会について現在取りまとめ中とのことであるが、どのようなかたちで取りまとめるのか。

○高齢社会対策室長

450件ほどの意見、質問があり、それぞれ項目ごとに整理をしている。その中で主要なものについては広報等を通じて知らせていきたいと考えている。

○佐々木(勝)委員

介護保険導入に当たっていろいろな心配や不安が積みまとうと思うが、情報をただ流すだけでは不安を増長しかねない。例えばQ&A方式にまとめる等、分かりやすくまとめた方がいいのではないか。

○高齢社会対策室長

450件の中でも質問が多かったので、特に重要な部分については広報等でQ&A方式で知らせていきたい。

○佐々木(勝)委員

望洋プールについて

その活用や後利用については建築都市部で取り扱っていると聞かすが、さまざまな角度から検討してやめたことと思う。検討経過を示せ。

○都市環境デザイン課長

昨年、望洋プールを閉鎖するとの相談を受けて、後利用のひとつとして市の施設としてはどのような活用ができるかを各関係部長で会議を数回開き、検討を重ねた。その中で広く市民が活用できるのではないかとということで、市営プールとしての活用が可能かどうか検討してきたが、最終的に所管の社会教育部とも相談し、全庁的な関係部長会議の中で一定程度の判断をしたということである。

○佐々木(勝)委員

望洋台の総合グラウンドの構想もなくなったが、いろいろな活用の仕方があったのではないかと思う。今後はどこが窓口になっていくのか。また、跡利用について何か考えはあるか。

○都市環境デザイン課長

跡地は最終的に多目的広場として三菱地所が整備して、地域の人々に広く利用してもらうように考えている。

○建築都市部長

跡地活用をどうするかということは建築都市部で対応であったが、施設としては全庁的な各部の考えになる。跡利用をどうするかについては部長会議等を数回開き、いろいろな角度から各部で相談している。各部においてはそれぞれ所管する立場で跡地を利用できるかどうかそれぞれ検討している。全庁的に議論しながら最終的に判断したい。

○佐々木(勝)委員

病院問題について

新しい病院に踏み切るための条件整備はいろいろあると思うが、新築病院を建てるに当たっては、当面単年度収支の改善を図り、黒字になるのが目標であり、それに向かって努力しているとのことである。見通しが立った段階で積極的に新しい病院について探っていくとのことであるが、見通しが立ってから判断するということか。

○(樽病)事務局長

基本的な考え方は財政の健全化を目指すことである。具体的には単年度収支の改善をどうするか、数値目標を出して具体的に成果を出さなければ前に進むことができない。単年度収支の改善に向けて、検討委員会から課題も出されており、統廃合に向けてあるべき姿を描いた中での機能を考える必要がある。また、歳出の削減と収入増対策などいろいろな課題があるが、基本的に抱えている課題を整理するために、具体的な数値目標を持って収支の改善

に努め、それと並行して病院のあり方について民間医療関係者も含めた意見を聞く機会もつくり、それらを総合的に判断していきたい。

○佐々木(勝)委員

懇話会の取り組みの現状と特別委員会の関係を示せ。

○(樽病)事務局長

民間懇話会については、市長から事務レベルで検討していると答弁しているが、我々は医療関係者や広く市民から委員を公募した中で委員会を構成し、あるべき病院像について年度内にこの懇話会を立ち上げたいということで資料を含めて準備を進めている。また、現在、特別委員会は2回開かれており、各委員からいろいろな提言や意見を頂いている。

民間懇話会、特別委員会の意向を車の両輪として、収支の改善を動力として、懇話会や特別委員会の意見等を受け止めて統廃合に向けて進めていきたい。

○佐々木(勝)委員

食中毒について

一連の食中毒事件が報道されているが、保健所もいろいろ業務が重なり忙しいことと思う。職員も必死でやっていると思うが、現体制において保健所のスタッフは十分なのか。

○保健所長

この度の食中毒については心配をかけて非常に申し訳なく思っている。今までにない事態であり、平常業務をしながら、課を超えて協力し、他の部局の協力ももらいながら対応した。国も大きな災害や毒物事件等で保健所が大きな役割を果たしていることを認識しており、我々もこれを契機にこれからの時代にどう対応していくかを至急検討していかなければならないと思っている。今すぐに人員をどうするとは言えないが、国も検討せよとのことであるので、さっそく検討したい。

○佐々木(勝)委員

高校間口削減について

高校間口削減を含めた教育の諸問題についてこれからの取り組みを示せ。

○学校教育部長

高校間口削減については、先般も陳情行動を行ったが、再度、教育委員会、教育関係者を含め全市的な取り組みの中で、明後日に道教委に陳情する予定である。その他の諸問題については、地域、家庭、行政、学校を含めて取り組んでいきたい。

○斉藤(陽)委員

グループホームケアについて

グループホームケアは、介護保険のメニューの中にも痴呆対応型の生活介護施設ということで取り上げられている。検討している法人もあるとのこと、市としては積極的な働き掛けをしていきたいとの答弁であるが、設立主体については法人に限られるのか。

○介護保険課長

グループホームは今現在と来年4月1日に介護保険がスタートする時点で若干変わることになっている。今は市町村や社会福祉法人ということであるが、介護保険スタート時には法人であればよいということで社会福祉法人枠ははずれる。

○斉藤(陽)委員

NPOなどが含まれるということだと思うが、任意団体については許可されるのか。

○介護保険課長

まず、法人であることが第一の要件ということで、その他管理運営部分の基準、人員の基準等をクリアすると、道の指定を受けてグループホームのサービスを展開できるとなっている。

○斉藤(陽)委員

本来痴呆性の介護は大型の施設介護ということで進んできているが、大型の施設介護も問題点・反省点がある。例えば市内での痴呆性の施設介護について、調査あるいは実態把握はしているか。

○介護保険課長

特別養護老人ホームの中にも痴呆性の老人が相当数いる。具体的な調査はしていないが、何件か聞いたところによると、やはり施設に入所する全員を限られた職員で見ている中で痴呆の老人だけに特に目を向けるのも難しいという話は聞いたことがある。

○斉藤(陽)委員

グループホームという考え方自体がこのような痴呆性老人の施設介護の実態の反省の上で生まれたものと考えられる。反省点のひとつとして、スピーチロック、ドラッグロック、フィジカルロックという3つのロックがある。本来そのような軟禁状態は好ましいことではないが、徘徊や問題行動等を防止するために居宅あるいは建物自体に施錠し、軟禁状態にしてしまう。スピーチロックとは、極端に強い指示、あるいは禁止の言葉等で命令するものであり、そのことによって痴呆性の老人が萎縮してしまう。場合によっては瞬間的な暴力行動に出てしまうこともある。ドラッグロックとは、施設の人員不足等さまざまな理由もあるが、幻覚症状や抑鬱の症状を持っている老人に対して薬剤を投与することによってそのような症状を抑えるものであるが、大量に、あるいは頻繁に投与すると痴呆状態を悪化させてしまうことも考えられる。フィジカルロックとは、物理的な拘束・抑制であるが、極端な例では、ひもでしばる、あるいは道具を使ってベッドに固定してしまう等、非常に非人道的な実態もあるとのことである。このような大型の施設における痴呆性老人の介護の実態を反省する中で、どのような形の介護が痴呆性の場合可能かということでグループホームという考え方が生まれてきたと聞く。小樽市における介護の実態も調査すべきと思うがどうか。

○福祉部長

老人性痴呆の場合はある意味で病気であるので、保健所とも連絡を取りながら検討してみたい。

○斉藤(陽)委員

グループホームについて、現在の法律では社会福祉法人か市町村が設立主体であるが、来年の介護保険が施行される時点ではNPOも含まれる。その場合いろいろな個別法による許認可があると思うが、まず建築基準法についてはどうか。

○建築指導課長

開設に当たっては建築基準法上の確認申請を出してもらい、その確認をとる必要がある。その確認の場合にグループホームの規模等に応じて必要な設備を設置してもらうことになる。

○斉藤(陽)委員

確認申請するとき、建築用途はどのようになるのか。

○建築指導課長

今回新たに出てきた用途であり、ケア部分が外の施設と連携をとるだけなのか、施設の中に付随するのか等によっても用途の扱いが変わってくると思う。ただ人が住むだけであれば下宿の規模の大きいものになると思われ、逆に病院の中に居住部分がつく形だと病院の一部となるかと思う。また、老人保健法に基づくものであれば老人保健施設になる場合もあり、老人福祉施設関連になる場合もあり、いずれにしても福祉部に概要・形態をよく聞いて適正な用途の分類を行いたい。

○斉藤(陽)委員

実例として下宿業になってしまったというのが報告されている。現行の法律の中で記載されていないためとりあえずそのような形になったようであるが、グループホーム自体が大型の施設では適正な介護ができないという理由によって作られるものなので、人数的には10名や20名などの規模ということで、届け出は下宿業として老人専門の共同住宅となっている場合がある。小樽市においても設立する意志のある人が困ることのないように事前に検討してほしい。

消防法上はグループホームをどのように取り扱うのか。

○消防本部主幹

承知していないが、使用形態により用途は共同住宅、福祉住宅のどちらかになると思う。今後自治省の消防庁から位置付けが示されることになると思うので、実態を詳細に確かめた上判断したいと考えている。

○斉藤(陽)委員

一つの例であるが、消防法の第22条に養老施設というものがあり、入居者が10名以上で、いわゆる老人ホームとして消防設備、警報、避難設備等の設置が義務付けられている。一般的な共同住宅とは内容がかなり違うので、これらについても十分対応を検討してほしい。

グループホームで食事をする場合、入所している人の食事は給食となるが、外来者に対しては食事を提供できない。例えば有料であってもお見舞いに来た家族と一緒に食事を取れるような設備を考えるべきと思うが、食品衛生上の問題点等はあるか。

○食品衛生課長

食品衛生法では給食は栄養士との関係になるが、不特定な者に対して食事を提供するというのであれば食品衛生法の許可をとることになる。

○斉藤(陽)委員

飲食店としての許可が必要なのか。それとも食品衛生管理者が必要になるのか。

○食品衛生課長

食品衛生法では飲食店営業の許可ということになる。

○斉藤(陽)委員

新しいタイプであるグループホームを重視しようとする、いろいろな個別法上の許可・認可を全てクリアし、さらに財政的・経済的な問題もすべてクリアした上で実現することになる。現在市内で約300名が特別養護老人ホームに入手するため待機しており、大きな施設での介護は非常に求められているが、入所した後でも十分介護が行き届いていないような状況がある。その他にも乗り越えるべき課題は山積みになっているが、今後人材の確保や育成に力を入れてほしい。

少子化対策臨時特例交付金について

チャイルドシート貸付事業も含めて検討するとのことであるが、同交付金の窓口はどこになるのか。

○福祉部長

福祉部児童家庭課である。

○斉藤(陽)委員

いつまでに結論を出すのか。

○福祉部長

今月一杯には一定の目処をつけたい。

○斉藤(陽)委員

今のところ、具体的にどのような事業を考えているか。

○福祉部長

各部から色々な要望が出てきているが、手元に資料がないので後ほど報告したい。

○斉藤(陽)委員

本来、少子化対策臨時特例交付金は、保育所の待機児童をゼロにしようということや、いわゆる規制緩和として社会福祉法人の設立要件を緩和するとかの意図があるものと思われるが、現在、一つの例として挙がっているチャイルドシートの貸付事業については、予算規模や貸付方法、期間について具体的に決まっていることはあるのか。

○市民部長

チャイルドシートについては、今回の交付金の対象事業に含まれており、市民部としては、1台約3万円の100台分の300万円について要望としてあげている。貸付方法は内部で具体的な詰めを行っていないが、交通安全協会に100台を貸付する形で利用してもらうということで話を始めたところである。貸付期間は数多くの方々に利用していただくため、長くない期間がいいと考える。対象になる子供全部に貸付することを念頭に置いてはならず、あくまでも来年の義務化に向けた啓発活動の手段としてやっていきたいと考えている。

○斉藤(陽)委員

啓発活動の内容、手段についてはどうか。

○市民部長

小樽市独自の問題ではなく、警察や交通安全協会と三者一体になった中での啓発になると思う。そのような中で当面、幼稚園や保育所の子どもが対象になると思われるので、それらの施設にちらしを配布したり、「広報おたる」を通じてチャイルドシートの利用促進を呼びかけたい。さらには関係機関と連携して装着の働きかけを行っていきたい。

○佐野委員

少子化対策臨時特例交付金について

使途について非常に関心を持っているので、今議会中に概算程度でよいので考えていることを出してほしいがどうか。また、チャイルドシートについては前議会でも取り上げたが、その時は、子供の安全性を確保する上では非常に大事だとしつつも、財政上の問題で非常に厳しいとの答弁であった。それから比較すると前進であるが、100台では利用したい人が殺到した場合、不公平になることもあり、また、啓発活動になるとのことであるが、それだけで300万円というのもいかなものかという議論も出ることになる。子供の年齢によって買い替えなければならないので、リサイクルやレンタル等について交通安全協会や各団体に協力依頼して進めていくべきではないか。単なる啓発だけで終わることのないよう真剣に検討すべきと思うがどうか。

○市民部長

2定の市長答弁の中では、補助制度についての質問であったので、独自の補助制度は難しい、さらに課題について研究していきたいと答弁している。その研究としては、市で購入して貸し付けるだけではなく、消費生活課で行っている、不要になったものを登録し必要な人が引き受ける「ダイアル交換市」で、チャイルドシートなども含めて受付をした結果、1件であるが登録があり、成約している。リース・レンタル業者については市内に2業者あるが、そこでもチャイルドシートの現物を展示し啓発を行っている。我々としては業者に対して貸付台数の増や貸付に関する配慮等を働き掛ける方針を決めている。

○福祉部長

国から基本的な考え方や具体的な事例が示されているが、市としても基本方針を整理し、どのような種類の要望が出ているかをまとめてこの議会中に示したい。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時30分

○斉藤(裕)委員

望洋プールについて

8月16日の道新に、三菱地所側で全面改修した上で市営プールとして市に無償譲渡するとの条件が書かれていたが、これは正しいのか。また、9月9日の道新に、市長は東京小樽会出席のために上京した折に三菱地所を訪ねて市の引き受けは難しいと答えたと書かれているが、これは事実か。

○都市環境デザイン課長

三菱地所が所有していた望洋プールは建物や地形上の関係から、例えば市営にしてもいろいろな問題点があり、そのような問題の解決や老朽化した部分への施設改修等について三菱地所に打診していたが、その中では概ね市の要望には応えていきたいとのことであった。

○市長

就任してからまだあいさつに行っていなかったので顔は出したが、新聞報道にあったような発言はしていない。

○斉藤(裕)委員

三菱地所から出された条件は概ね新聞報道と同じであるが、東京での発言は誤報だということか。誤報であれば、時系列的に非常に重大な問題なので訂正させるべきではないのか。

○市長

出向いたのは事実であるが、発言は新聞報道と違う。その部分は新聞記者に話をした。

○斉藤(裕)委員

望洋プールを市営プールとして受け入れるかどうかは、駅前プールがあとどの位もち、もたせる為にはどの位の金がかかるのかが大きな判断の材料になるのが当然である。つまり望洋プールと駅前プールは表裏一体の関係にあると思うがどうか。

○市長

調査して一定の判断をした。

○斉藤(裕)委員

断念するという報道であるが、その結論に至った経緯と、それをどのように相手に伝えたかを示せ。

○都市環境デザイン課長

8月6日に駅前プールの初期診断の結果が出たので、その結果に基づき市長を含めた関係部長会議を開き、その中で駅前プールが改修によりまだもつこと、立地条件等を総合的に判断した中で、駅前プールを今後も市営プールとして使っていこうということで、断ることになった。建築都市部としては、それを受けて、小樽都市開発公社に電話で伝えた。

○斉藤(裕)委員

調査の結果に基づきと言うが、結果は出ていない。コンサルタント委託期間は10月29日までである。他の部署でも色々な形でコンサル発注をしていると思うが、その成果品が手元に届く前に結論を出してしまうことが一般的にあるのか。

○土木部長

一般に国の調査や実施設計の調査等をするが、その場合とケースが違い、今回のプールの件で議会のやりとりや新聞報道について若干の知識は持っているが、背景や内容を詳細に把握していないのでお答えしかねる。

○港湾部長

我々もコンサル発注する物件があるが、例えば外注の中で調査を進めて、どのような工法がいいのかということで、途中経過であっても工期の中で方向性を見いだすこともあるかと思う。最終的な結果が出なければ工法的に決まらない場合もあり、途中経過で方向性が見いだせるものもある。

○(水道)工務課長

単独に診断や調査をした事例はない。

○学校教育部長

学校建設や改築等に当たり、コンサルにお願いすることもあるが、あくまでもその結果を見て、国の補助金を申請するという判断になると思う。

○斉藤(裕)委員

土木部長は特異なケースだというのが、実際に必要だからコンサルに発注する訳である。工法程度ならわかるが、きちんとしたデータを把握してから結論付けるのが当たり前である。調査結果の途中でコンサルの納品のないまま、結論付けるのはおかしいのではない か。

○土木部長

いままでのやりとりを聞く中では、初期診断として素人ではなくプロにプール本体や配管関係、電気系統などを見てもらい、その上でこのような改修をすれば10年持つなど、全体の把握がなされたということで、一定の方向を見いだしたと整理されたのではないかと思う。最終的には成果品納品の中で、どの程度補修すれば、どのくらいもつ、あるいはお金がいくらかかるなどの結論が出るものと思う。初期診断と最終成果品との区分の中で、そのような整理がされたのではないかと思う。我々としても依頼者側との協議の中でこのような整理の仕方はあるかと思う。

○斉藤(裕)委員

ここにコンサルの発注仕様書がある。提出しなければならないものは、現況調査書および劣化診断書、改修概要書、改修概算予算書となっている。つまり全部書きもので提出しなければならないとなっている。発注仕様書の工法としてももちろん目視というのはある。

目で見なければ分からないのは当たり前である。建築都市部に聞くが、改修概算予算書はできているのか。

○建築課長

まだ届いていない。あくまでも我々の初期段階でみた結果でどこを直せばいいかという判断に至った中で出した概算である。

○斉藤(裕)委員

概算を出すために、コンサル委託したのに、それが出てくる前に自分たちの目で見えて、7,000万円と結論を出した。それならコンサル委託は必要なかったのではないか。また、劣化診断詳細委託というのは、7月27日に提出されている。管を直せば持つと判断したのは8月2日～3日であり、土日を除きわずか4日後に判断したわけである。工期は10月29日であり、それまでに成果品を出しなさいと言っておきながら、契約した5日後には結論づけてしまっている。このようなコンサルは不自然ではないのか。

○建築都市部長

三菱地所が経営していたプールを3月で閉鎖してその後ずっと使用されていなかったため、防犯上の問題があり、学校からも何とかしてほしいとの話があった。また、ポケットスペースとして使いたいのであるべく早く跡地事業に持って行ってほしいということもあり、三菱地所からできるだけ早く結論を出してほしいという要請も再三あった。その後利用のひとつとして市営プールにするということも候補の一つであったので市営プールの調査を始めた。一般的には肉厚があるかないかによって強度も変わり、肉厚が保存されていれば強度があるだろうという判断は初期の目視の段階でつくので、それらもひとつの判断材料として、8月9日に庁内的に集ってもらい最終的な結論

を出したという経緯になっている。

○斉藤(裕)委員

部長の答弁は非常にまちまちである。私は2定で400万円のコンサル委託費が計上されたときに、管のサンプルをとって目で見ればわかるのではないかと言ったが、専門の業者に見せなければ分からないという答弁であった。わずか3ヶ月前の2定では目で見ただけでは分からないから全部調査をかけるということで400万円を計上したのに、ころころ変わられては困る。部長答弁ではさも三菱地所が早く結論をだしてほしいと言って、それに押し切られたような印象を受けるが、市はコンサル委託しているのだからその結果が出なければ結論は出ないと毅然とした態度をとれたはずである。また、市街地活性化特別委員会のときの課長の答弁と今回の部長の答弁は明らかに違っている。課長はコンサル調査の成果品を待って結論を出したいと答弁している。理事者は専門家かもしれないが、専門家でも目で見てもどのように力学的な結論を出すのか。しかも市長は、部長・課長の答弁は多少説明不足だったと言っている。それならこの機会に十分説明してほしい。

○建築都市部長

説明不足というのは、調査の内容についてももう少し詳しく説明すれば良かったという点である。調査としては、現在の目視の段階でもプール本体にはほとんど腐食がなく肉厚は十分保たれているが、配管設備は腐食が進んでおり肉厚が足りないとの状況がある。したがって、ここで大まかな方向性が出るので、現在、これらについて詳細な調査を進め、改修の方法や、一度に進めるのは難しいので緊急性はどこにあるのかなどの保全計画等も作成するために引き続き調査を行っている。

○斉藤(裕)委員

8月9日に庁内検討会議を開いたとのことであるが、このメンバーは誰か。

○都市環境デザイン課長

市長、助役、総務部長、企画部長、財政部長、社会教育部長、建築都市部長と関係課長である。

○斉藤(裕)委員

将来的な展望として、市営プールはどうあるべきかが議論され、さらに維持費や改修費等についても議論されたかと思うが、それで間違いないか。

○都市環境デザイン課長

初期診断の結果を建築都市部から報告し、その内容に基づいて所管のプールについての考え方が出された。それらを総合的に判断した中で結論が出たということである。

○斉藤(裕)委員

市長はその時点で補修費が7,000万円だと承知していたか。

○市長

確かその会議では初期診断に基づいた試算が提出されていた。いままでの議論の経過について、確かにコンサルに発注したので最終結果を待って判断するのが本当だと思うが、三菱地所から、今空いているプールについて、子供が来てガラスを割ったり非行のたまり場になるので、早く市の結論を出してほしいとの要請を受けて、初期診断を早くしてもらったということである。

○斉藤(裕)委員

コンサルは何だったのかと質問している。我々も遠慮して無駄なコンサルだとは言いたくなかった。また、市長が考えていることがその他の幹部に伝わっているのか甚だ疑問である。8月30日の助役答弁では「配管関係についてどのくらい金額がかかるかは分からないが、予算をある程度かけて補修すれば本体は使える」と答弁している。検討委員会では、補修費等もそれぞれ吟味・検討して、プールがその使命を終えたときや老朽化して更新するときはどうするか、それはすぐなのか、当面大丈夫なのか、当面大丈夫ならこの機会に7,000万円かけていいのか

など、いろいろ議論したはずである。しかし、市長の懐刀である助役は金額を知らないといっている。市長はこのことについてどう考えるか。

○市長

その時のやりとりはどのような趣旨で答えたのかははっきり分らないが、配管だけの部分のことだと思う。全体として7,000万円程度かかるだろうと思うが、内訳として配管の部分にどのくらいかかるかは、まだその時点で助役としては意識していなかったのかと思う。しかし、一気に全部やらなくとも年次的に補修していけば使っていけるという判断であったと思う。また、調査の時期については、休館して全部水を抜かなければ調査できないので、時期をいつにするかということも確かに議論されたが、たまたま夏休み時期で若干利用者も減るという判断もあり、さらに早く結論づけてほしいという状況もあったので、時期を確定し、その時点で調査をしたということであり、ご理解願いたい。

○斉藤(裕)委員

今年7月9日の総務常任委員会で横田議員は望洋プールを整備して市での経営を考えるべきと質問したが、社会教育部長は社会教育施設としての市営プールは1箇所よい、2箇所は持てない、腐食度調査をお願いしているのでこの調査の結果を見ながらも少し検討したいと答弁している。このように答弁しているにもかかわらず約束反故にされたら何のための議論か分らないと思うがどうか。

○社会教育部長

確かにそのとおり答弁している。我々としては調査してもらい、目視などをして、一部補修は必要だが、まだもつという中で今回の結論と考えている。

○斉藤(裕)委員

建築都市部のコンサル発注はおかしい。自分のコンサル発注の意義付けを放棄するようなものである。

維持管理費について、最初議会に報告された内容は、維持補修でもつとのことであり、金額は言っていない。せいぜい1,000万円程度の補修を継続してやればだましだましもつのかと思ったが、7,000万円と聞いて驚いた。また、代表質問でも、望洋プールを経営した場合、莫大な経費がかかることを強調した答弁であった。望洋プールの平成9年度の運営費は約9,000万円、光熱水費で約1,682万円と、駅前プールより経費がかかっているとのことであり、それだけ聞くとさも望洋プールの方が経費が高いように聞こえるが、実際は事業形態が全く異なっている。望洋プールはスイミングスクールやバスルート7路線を持って子供たちを送り迎えしている経費を含めて9,000万円である。理事者は駅前プールの運営費は予算上5,000万円だと言っているが、勘定項目を合わせ、望洋プールはスクールバスの経費を差し引き、駅前プールは人件費を加えた経費を比較するとどちらが高いのか。

○社会教育部長

代表質問では、望洋プールについて9,000万円を計上していると聞いていると答弁した。これは確かにスクールバスの経費も全て含めており、光熱水費もそれなりにかかっていると聞いている。我々は、それらを省いて、市営プールをそのまま望洋で営業したとしても、人件費、委託料等、我々が今やっているプール経営の方法であれば、今の駅前プールと同等と考えていると答弁している。

○斉藤(裕)委員

それは小樽駅前プールが一番よい管理方法をとっているという発想である。民間並みの試算をしたのか。使用徴収に関する事務等の委託契約として、入場券の切符をもらう業務に327万円支払っている。発券は自動販売機であり、囑託を使っていたときよりも経費がかかっているが、これが効率的と言えるのか。このような委託の仕方も含めて、このまま経営を移した場合を比較しているが、委託などの違いをきちんと比較しているのか。光熱水費は望洋の方が高かったと言うが、稼働時間も考慮して比較すべきである。稼働時間を考慮して比較しても望洋の方が

極端に高いのか。

○社会教育部長

券を受け取るのも仕事の一つであり、回数券の販売も委託に入っている。嘱託については勤務時間との関係で2名の現場嘱託を雇わなければならない、市の基準の事務に換算すると、同等か嘱託の方がやや高めになると考えている。光熱水費については、比較の中では市営プールの方が安いのでそれを基に計算している。我々は今の人員関係、嘱託、委託体制をもってというなかでの検討ということで答弁している。

○斉藤(裕)委員

望洋プールの客稼働、時間稼働等がなければ光熱水費は比較できないと思うが、本当に検討したと言うのであればそれらを示せ。

○社会教育部長

プールの稼働日数については望洋の方が多いと答えている。我々は我々の低い方の金額で比較してもなおかつ同等と考えたということである。

○斉藤(裕)委員

稼働で比較するのが普通である。もしかしたら望洋はノウハウがあり、水利用も違っているかもしれない。機種もろ過装置も違っていると思われるので本当に比較するならそれらを見るべきである。清掃業務委託は望洋と駅前のどちらが高いのか。

○社会教育部長

駅前が320万円程度、望洋は300万円と聞いている。

○斉藤(裕)委員

プールの大きさは望洋の方が小さいが、延べ床面積は望洋の方が大きい。大きいところが企業努力によって300万円で委託している。面積が小さいのに高い金額を支払っていることも全部見直していくべきであり、答弁を聞いていても、理事者は経費的な部分をきちんと検討したとは到底思えない。もし、望洋の試算をしたとしたら、基になる数字は9,000万円なので、そこからスクールバス、広告宣伝費、職員給与を抜いて同一条件にした場合、どちらが効率的な運営をしていたと思うか。

○社会教育部長

人件費については職員も嘱託も市の基準で決まっているので、民間と比較すると高い安いはあると思うが、我々が計算する上では今の市の人件費で比較するしかないと考えている。斉藤委員は520万円程度の人件費を算定していると思うが、それでは望洋のアシスタントだけの経費なので、たとえ民間といえども低すぎるかと思う。

○斉藤(裕)委員

4,200万円というのは9,000万円からのさっぱりきではない。私も他のプール等を調べており、市営プールにした場合にはどのようなものが必要で、人件費が高いことも承知している。だから職員給与を抜いている。これは、いつ来るか分からない客を待っているというスタイルではなく、学校の事業等、地域の利用を専ら考えて学校等を優先的に使わせるなどの条件があるが、他の経費を積み上げて4,200万円という数字を出した。教育長はこの数字についてどう考えるか。

○教育長

望洋プールはスイミングクラブを持っており、9人のコーチをつけて事業を運営していた。質問では望洋プールを市が運営した場合どうかとのことであったので、現行プールの経営方針をそのまま当てはめ、9年度の望洋プールの当初予算が9,000万円であるということに着目し、更に経費の内容を比較していくと、光熱水費は約1,682万円で、市営プールより多く支出していることに着目した。しかし、答弁したのは、これらを勘案し、人件費や業務委託料などを市の職員と同額とみて運営費を試算したということであり、望洋台プールの民間経営という

部分の着目が若干足りなかったと思うが、そのような意味での試算で5,234万3,000円という額を出したのでご理解いただきたい。

○斉藤(裕)委員

そのような考え方では行革はできない。だから代表質問でも体育施設等を運営し、実績のあるところに全部委託したらどうなるかと聞いている。極端な話をすれば駅前プールは人件費を含めると8,500万円かかっている。これはスクールバスを運行し、広告宣伝費をかけて運営している望洋プールの経費とほとんど変わらない。これは効率的行政、など市長の考え方を理解していないのではないか。市長の指揮の下で創意工夫していく責任があるのではないか。

代表質問で、駅前プールが使用不能になり、新たなプールが必要になったときどうするのかと聞いたが、市長はその時点で判断するとのことであった。その時点で判断するのは現場の社会教育部でも我々でもできる。しかし、将来起こる可能性のものを予見して、それに手を打つのが政治的判断ではないのか。

○市長

今、診断が終わり次第プール改修にかかり、改修後2～3年で使用不能になる状況ではないと思うので、現時点で次のプールをどうするかは、今の財政状況からいって判断しづらいという趣旨で答弁している。このような体育施設の整備は非常に住民要望が多く、現に市営プールもあり、高島小学校のプールも温水にして一般開放しており、市として2つ持っているような状況である。他の競技場の整備等も目前に迫っている中でプールだけ考えるのは難しいのでそのような答弁になった。いずれにしても、現プールの診断が終わったら明年度早々から年次的に修復し、できるだけ長く市民に利用してもらいたいと思っている。

○斉藤(裕)委員

排水、給水、機械周りの3つの項目に分かれていると思うが、それぞれの内訳を概算で示せ。また、排水と給水の系列は独立しているのか。

○建築課長

プール設備に絡む給排水等については他のものと独立している。シャワーやトイレ管は共有となっている。7,000万円の改修費の内訳は、建築課で出している概算の中では、配管等について給水口の改修費を含め1,800万円、ろ過器等の機器類・配管について4,100万円、プール本体のライニング塗装に1,100万円と試算しており、全体で約7,000万円となっている。

○横田委員

情報公開条例と行政事務の情報化について

行政のさまざまな文書を広く市民に公開するという趣旨で情報公開条例があるが、本市の施行後の利用者数を示せ。

○(総務)総務課長

平成8年6月からスタートしたが、平成8年度の請求は31件で、その内全部公開14件、一部公開14件、非公開1件、公文書不存在2件となっている。平成9年度の請求は52件、その内全部公開30件、一部公開20件、非公開1件、公文書不存在1件となっている。平成10年度の請求は22件、その内全部公開14件、一部公開2件、公文書不存在6件となっている。平成11年度はまだ整理していない。

○横田委員

不服申立てはあったか。

○(総務)総務課長

平成8年度末に2件の不服申し立てがあった。これについては当初審査請求された段階で、実施機関としての市

長が申請に対して一部公開として回答したが、それに対する不服申し立てであった。結果的には情報公開審査会にかけて、一部公開できるものもあるという答申を受けたので、それにしたがって市長が答えたケースがある。

○横田委員

他都市と比較して情報公開の活用状況はどうか。

○(総務)総務課長

札幌市は小樽の人口の10倍以上であるが、聞くところによると平成8年度・9年度で300件弱、平成10年度で300件強とのことである。函館市は平成8年度で40件台、平成9年度で10件台、平成10年度で40件台となっている。室蘭市や帯広市は小樽市より申請の件数が少ないようである。

○横田委員

情報公開条例の第2条に公文書の定義が載っているが、職員が職務上作成したフロッピーやMO、ハードディスク、あるいは汎用機に蓄積されている電子情報について、これらの開示に関する項目がない。もしそのような請求があった場合、印刷して提出すると理解してよいか。

○(総務)総務課長

同条例の第8条にフィルム(マイクロフィルム・映画フィルム・スライド等)や磁気テープ(録音テープ・ビデオテープ等)の公開について、写しの交付はせず、視聴ができるとしている。同条例の策定の段階で考えたのは、記録媒体の性格上、容易に改編できること、精度が非常に高い情報であり、それらの写しを交付することによって、その一部を利用して情報が広範に流通していろいろな弊害が出ることも考えられるため、写しの交付はしないとなっている。

○横田委員

フロッピーやハードディスクに入っている電子情報について、現在ほとんどの人が電子機器を操作できるので、膨大な資料や予算書、決算書、議事録等一度印刷したものをスキャンして入力している人もいると聞いている。そのようなものを電子情報で直接もらえれば、簡単に検索や並べ替えができるので、電子情報のままで公開することはできないか。また、加工が簡単で悪用されるおそれがあるのではないかとのことであるが、十勝の新得町でもやっているそうである。悪用を防ぐために、例えば市が保管する原本と写しに違いがある場合は原本が正しいものとする、というような規定を設けていれ改ざんしたものが悪用されることを防げると思う。今後の課題と思うが、例えば議事録や予算書・決算書をすべてコピーするより経費もかからず、フロッピーで2～3枚、MOで1枚程度と費用面でも安上がりだと思うがどうか。

○(総務)総務課長

確かに情報の共有という意味では多岐にわたっている時代性があり、平成6～7年度に条例について検討して以来、情報の形も変わってきている。国の情報公開法でもディスク関係を公開するという流れになっており、安全性の確保ができれば可能なものはやっていくべきと思う。その中では条例改正等も伴ってくるので、検討にも時間がかかると思うが、他都市の例も参考にしながら研究したい。

○横田委員

道の行政情報化計画の中にも、多様な行政サービスという項目があり、この中に電子的手段による情報提供を進めるという項目があるので、市としてもぜひ検討してほしい。

小樽市のホームページについて

正しい情報を市民に提供するという意味で、市のホームページで情報が提供されている。市長の手紙と同様、意見・要望を電子メールで受け付けているが、この実績を示せ。

○企画部長

市民のいろいろな意見や要望を幅広く受けようという趣旨で、市長の手紙を始めた。また、8月16日からホー

ムページの中で意見・要望を受けつけるようになった。昨年の12月1日からホームページを立ちあげて以来、現時点で18万5,000件のアクセスがある。また、今年8月中旬に寄せられた意見は9件であり、我々としては、市民に知ってもらいたいことを発信しながら意見をいただくという形で動き出している状況である。

○横田委員

市長への手紙は市民のみであるが、インターネットは世界中が対象である。ただ、原則として個別に回答はできないとのことであるが、意見を出す方としては言いっぱなしで、どうなっているか分からない状況になる。今後、例えばホームページ上で議論したり、掲示板を使うなど、広く市民が見れるような状況にできないか。

○企画部長

基本的に双方向が理想だと思うが、現体制でどの程度可能か実施する段階でいろいろ検討した中で、機械数、スタッフ、回答する時間的な問題等があるため、原則的には回答できないということでもまず立ち上げ、状況を見ながら進めていきたい。ただ、回答すべきものについては後ほど文書回答を送ったり、軽易なものについては電子メールで送るということもしている。

○横田委員

庁内LANについて

行政文書を情報化し、庁内LANを使って行政事務を効率化すべきと思うが、行政情報化推進基本計画を平成6年には国、平成7年には各省庁、平成8年には道がそれぞれ策定し、行政事務をいかに簡素化・効率化・高度化するかの計画を立てているが、本市における取り組みはどうか。

○情報システム課長

平成9年7月に自治省から高度情報通信技術の有効活用ということで推進されており、平成9年から庁内検討委員会を設立した。その中で高度情報技術として庁内LANも検討しており、その有効活用として、文書管理、スケジュール管理、会議室の予約等が挙げられている。

○横田委員

現在も検討中ということか。実施に向けて何か前向きな動きはあるか。

○情報システム課長

検討は今のところ一時ストップしているが、かなりの費用がかかるので、やる場合には庁内にプロジェクトチームを設置して検討していかなければならないと思っている。

○横田委員

行政の情報をいろいろな面で迅速に渡せるということは今後不可欠だと思う。深川市の場合、庁内LANに取り組んでいるが、さらに市でサーバーを運営し、プロバイダ事業もやっている。市民は無料で接続できるため市民のインターネット熱は高まっており、深川市のホームページは1ヵ月で40数万件のアクセスがあるという。情報化しなければならないといわれて久しいが、小樽市は非常に遅れている。庁内LANを含めて今後の課題にしてほしいがどうか。

○総務部長

そのような面が遅れていることは我々も認識している。ただ庁内LANを進めるにあたってはいろいろなファクターを解決していかなければならないので、それらも十分踏まえ、情報化に乗り遅れないよう職員の研修も含めて進めていかなければならないと思う。

○横田委員

深川市の場合、庁内LANに2億数千万円かかっているが、国の補助等もあるのでそれらも踏まえて検討してほしい。

○委員長

散会宣告。